

旅行者への VAT(付加価値税) 還付制度について

フィジー諸島国税局(Fiji Islands Revenue & Customs Authority)では、2010年2月より旅行者への VAT(付加価値税:現在 15%)の還付制度(TVRS=Tourist VAT Refund Scheme)を実施しております。これは、13歳以上の旅行者(海外の旅券を所有し、海外に居住している)が、フィジー滞在中に、認可小売店(複数でも可)で購入した商品の代金合計が FJD500(VAT 含む)に達した場合、ご出発時に空港で VAT(15%)相当分の還付を受けることができるというものです。認可小売店には、ブラウズ、タプー、ジャックス、ナンディ・ハンディクラフト・センターなど合計 75 店舗(2011年2月現在)が含まれます。

還付を受けるためには、認可小売店発行の請求伝票(タックス・インボイス)および VAT 還付申請書が必要で、申請書の一部は認可小売店によって記入、捺印される必要がありますので、各認可小売店にて用意されています。複数の店舗にて購入した金額を合計する場合は、各店にてそれぞれ申請書を作成してもらう必要があります。還付申請は購入日より 2 ヶ月以内に行わないなりません。ナンディ国際空港よりご出発の場合、空港内の TVR(Tourist VAT Refund)カウンターにて申請を行います。なお、出国前に一部でも消費された商品、商業輸出品、別送品、宿泊・交通手段・アクティビティーなどのサービス、および申請時に提示されなかったもの、請求伝票および還付申請書がないものは VAT 還付の対象とはなりません。

VAT(付加価値税)の還付を受けるには

【条件】

- ご滞在中(最長 2 ヶ月)の認可小売店でのお買い物総額が FJD500(VAT 含む)を超えていること。
- 還付対象の商品は未消費(未使用・未開封)であること。

【お買い物時に必要なこと】

- 認可小売店で精算時、「VAT REFUND(バット・リファンド)」と伝えていただきますと、店の方で還付申請書の作成を行います(任意ですので、申し出がありませんと発行されません)。その際、申請者の詳細(氏名・住所・パスポート番号・生年月日・フィジー到着日・出発日)が必要となりますので、パスポートを携行いただくかパスポート番号を控えておいてください。
- お買い物時の請求伝票(タックス・インボイス)またはレシートを失くさずに保管しておいてください。
- 複数の認可小売店でのお買物をされた額を合計する場合は、必ず各店にてそれぞれ申請書を作成してもらってください。(※レシートがあっても、申請書がない分は還付対象となりません。)
- 複数の申請書の金額を合算する場合は、必ず同一のお名前で作成してもらってください。(同一名義でない場合、ご夫婦、ご家族等であっても合算することはできません。)

【申請方法】

- ご出発時に空港で行います。ツアーでお越しのお客様は、当日ご案内させていただく弊社スタッフにその旨、必ずチェックイン前にお申し出ください。(商品をチェックインしてしまった後では申請ができません。)
- 申請される商品は未使用未開封のままにしておいてください。また、お預けになるスーツケース等に商品(貴重品以外)を入れる場合は、係員による確認に備え、取り出しやすいところに入れておいてください。
- 空港内 TVR(Tourist VAT Refund)カウンターにて申請商品持参の上、還付申請書と請求伝票(またはレシート)を提示し、受理されますと、申請書の控えおよび還付金引換券が渡されます。

【還付金の受取り方法】

- 申請時に係員から渡された引換券を、フライト出発予定時間の 30 分前までに搭乗待合室(出国審査後の 2 階)にございます ANZ 銀行カウンターに持参されますと、フィジードル現金にて還付が受けられます。混雑またはその他何らかの事情により時間がかかることもございますので、余裕をもってお越しください。

以上、ご不明な点がございましたら、弊社担当スタッフまでお気軽にお尋ねください。